

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 12 日 作成

法 令 名：警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項：第 7 条第 2 項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：講習修了証明書の交付を受けた警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：